

令和3年度補正予算「日 ASEAN におけるアジア DX 促進事業」に係る事務局の公募について

1. 事業趣旨・目的

ASEAN（東南アジア諸国連合）では、着実な経済発展が進む一方、社会インフラ整備が必ずしも追いついておらず、都市と地方の経済格差の拡大をはじめとして、交通インフラに代表されるハード面のインフラ整備や人材等ソフト面の課題も生じている。これらの社会課題に対して、デジタル技術を用いて解決するビジネスが勃興しており、COVID-19 の感染拡大を背景に、この流れは加速している。

「日 ASEAN におけるアジア DX 促進事業」は、コロナ危機への対応として 2020 年 7 月に日 ASEAN の経済閣僚が合意した「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」の重点項目の一つとして位置づけられている。同事業では、デジタル技術等を活用して ASEAN の社会課題の解決に貢献する ASEAN 企業等と連携した日本企業によるパイロットプロジェクトを支援しており、2020 年 7 月の第 1 回公募、2021 年 5 月の第 2 回公募により、ASEAN10 カ国から計 40 件を採択した。

また、2022 年 1 月、萩生田経済産業大臣は、ポストコロナを見据えたアジアでの経済協力の方向性を示す新たなイニシアティブとして、未来志向の新たな投資を推進する「アジア未来投資イニシアティブ」を発表した。このイニシアティブの中でも、日本企業と海外企業の連携により、デジタル技術等を活用した現地の社会課題解決を推進することが主要な支援策として位置づけられている。

令和 3 年度補正予算「日 ASEAN におけるアジア DX 促進事業」（以下「本事業」という。）では、日本企業と ASEAN の企業が連携し、デジタル等新たな技術を活用して経済・社会課題を解決する先駆的・象徴的なパイロットプロジェクトの支援等を引き続き行う。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（以下「AMEICC 事務局」という。）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（以下「AOTS」という。）から委託を受けて、本事業の受託者は、ASEAN での経済・社会課題解決を目的として、デジタル等技術を活用した日本企業等と ASEAN 企業等との連携によるパイロットプロジェクトを支援する事業の事務局業務を行う。具体的には、パイロットプロジェクトの実施事業者の公募、審査・採択、フォローアップ、パイロットプロジェクトへの補助金（経費の一部）の支給、日 ASEAN 双方への広報や成果の普及等、業務管理者として必要な事業を実施する。

その他、事業目的を達成する上で有効な取り組みがある場合には、AOTS バンコク事務所にある AMEICC 事務局及び経済産業省と協議の上で、必要に応じて実施することとする。

（1）事業の実施方法

パイロットプロジェクトを支援し、実施結果をとりまとめ、報告書を作成する。なお、作成する報告書は、パイロットプロジェクトの実施結果を踏まえ、アジア DX を促進するための具体的な提言を盛り込んだものとなるよう工夫する。

事業の募集にあたっては、事務局の有するネットワークや国内外の関係機関と連携し、公募の事前周知を行うなど、申請件数増加のための方策を工夫することとする。また、日

ASEAN 双方への幅広いステークホルダーに本事業を効果的に訴求・PR するべく、必要に応じて外部コンサルも活用しながら、ASEAN 側からの要請を踏まえ、ASEAN の政府・企業に公募前の段階から事業の概要を説明し、ASEAN の企業が、日本企業と連携して本事業に申請する機会を設けるため、AMEICC 事務局及び経済産業省と連携して、英語での広報資料を作成し、広報する。また、本事業の概要資料及び採択した各パイロットプロジェクトの概要資料（日本語及び英語）を作成する。広報資料及び事業の概要資料については公募開始までに、採択したプロジェクトの概要資料については採択事業者の公表までに作成することとする。

パイロットプロジェクトの事業実施期間は 2 年程度とし、事業実施期間は各実施事業者の事業完了時には、AMEICC 事務局及び経済産業省と協議の上、各パイロットプロジェクトの概要資料の更新又は成果普及を目的とした資料を別途作成することとする。

(2) パイロットプロジェクトの対象国

ASEAN10 カ国

(3) パイロットプロジェクト実施事業者の採択方法

補助対象とするパイロットプロジェクトの実施事業者の採択にあたっては、本事業実施期間中に 2 回の公募を行う。ただし、予定採択件数に達しない等の場合には、AMEICC 事務局及び経済産業省と協議の上で、3 回目以降の公募を検討する。

採択にあたっては、令和 2 年度第 3 次補正予算「日 ASEAN におけるアジア DX 促進事業」において 2020 年に実施した第 1 回と 2021 年に実施した第 2 回の公募結果も踏まえながら、以下の条件等を考慮し、AMEICC 事務局等の関係機関及び専門家を含む第三者委員会を設置の上、決定する。なお、第 1 回、第 2 回の公募に関する情報は、事務局決定後に AMEICC 事務局より受託者へ提供する。

審査にあたっては ASEAN 政府等の重点政策や関心事項に合致しているか、さらには対象国政府との新たな政策協力を発展するポテンシャルがあるか、といった観点も精査し、本事業の目的に沿ったプロジェクトとなるよう工夫すること。その際、10 件程度はプレゼンによる審査を実施すること。

①採択条件：以下のア、イ、ウ、エ、オを満たす事業とする。

- ア) 日本企業等と ASEAN 企業等の連携によるパイロットプロジェクトであること
- イ) ASEAN の経済・社会課題解決に資する事業であること
- ウ) イノベーティブな技術（デジタル等の新技術）を活用する事業であること
- エ) 製品・サービスの開発や ビジネス展開の実現可能性に関する検証、規制改革や制度整備等の事業展開における課題抽出等、パイロットプロジェクトにおける明確なテーマが設定され、具体的な実施地域が設定されていること
- オ) 早期（補助対象プロジェクト終了後概ね 2 年以内）に事業化を目指す事業であること

②採択件数：2 回の公募で計 40 件程度を想定。

③対象要件：受託者決定後、AMEICC 事務局及び経済産業省と協議の上で決定することとするが、提案書作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ア) 補助対象上限額・補助率：効果的に事業を執行できるよう、大企業・中堅企業に対する要件と中小企業に対する要件をそれぞれ検討の上設定すること。ただし、実際の公募に際しては、あらためて補助対象上限について AMEICC 事務局及び経済産業省と協議することとする。

＜企業区分の定義＞

中小企業：

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体並びに特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。ただし、次のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（注2）が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

参考：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

大企業・中堅企業：

上記中小企業の定義に当てはまらないものは大企業・中堅企業とする。

- ④採択予定の総額：760,000,000円（税込）を下限とする。

(4) パイロットプロジェクト実施中のフォローアップ

採択されたパイロットプロジェクトの進捗を定期的に確認するとともに、AMEICC 事務局に加えて経済産業省アジア大洋州課にも報告すること。加えて、事業の効果的な実施のため、事業の進捗に応じた個別サポート、優良事例創出のためのインセンティブ作り（相手国等への積極的な広報、追加的な補助金交付等）を検討し、必要に応じて AMEICC 事務局及び経済産業省と協議の上で実施する。

3. 留意事項

本事業は、日本と ASEAN 各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及び ASEAN 地域の双方において活動拠点を有し、これらの拠点に担当者を配置することで、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC 事務局に加えて経済産業省アジア大洋州課ともよく連携すること。

4. 成果物

- (1) 成果物：
 - ① 令和3年度補正予算「日 ASEAN におけるアジア DX 促進事業」報告書
 - ② その他関連資料
- (2) 納品形態：電子媒体
- (3) 提出期限：成果物（中間報告①） 2023年3月31日（金）
成果物（中間報告②） 2024年3月29日（金）
成果物（最終報告原案） 2024年12月27日（金）
成果物（最終報告） 2025年3月31日（月）
- (4) 提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。
 - ① （一財）海外産業人材育成協会
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
東京都足立区千住東 1-30-1
TEL：03-3888-8213
 - ② 経済産業省アジア大洋州課（ASEAN 地域担当）
東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL：03-3501-1953

5. 契約要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 契約期間：契約日（2022年4月予定）より2025年3月31日までとする。
- (4) 予算規模：885,000,000円（消費税を含む。）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金の実績額（消費税を含む。）からパイロットプロジェクト実施事業者に対する補助金実績額（消費税を含む。）を除いた金額（事務局経費）の50%以上の委託業務を第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、「再委託」という。）はできない。また、一般管理費の算定は、外注費、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。ただし、全体の予算額から採択予定額を除いた金額（事務局経費）が1億円を超える場合においては、一般管理費率は8%を上限とする。
- (5) 契約者：（一財）海外産業人材育成協会（AOTS）
- (6) 支払い：年度毎に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。ただし、委託業務の完了前に必要な経費を概算にて請求し、かつ、適当と判断された場合は概算払いを行うこととする。詳細は契約書で定める。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2022 年 3 月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「B」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）

7. 説明会

本公募のオンライン説明会を 3 月 8 日（火）午前 10 時～11 時に開催する予定である（Webex を使用予定）。参加を希望する方は、3 月 7 日（月）正午までに 8. 応募方法に掲載している E-mail 宛てに、参加表明をすること。参加表明した方に、ミーティング番号とパスワードをお知らせする。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 6. の応募資格を満たしていることを確認し、2022 年 3 月 16 日（水）午後 4 時まで【必着】に、下記 9. の応募書類を以下へ E-mail により提出すること。容量が 5GB を超える場合は、AOTS の大容量ファイル受送信システムを使用すること。（設定が必要なため、事前に要連絡。）

（注）下記 9. の応募書類の（1）については、事前（3 月 9 日（水）午後 3 時まで）に、公募申請書（押印不要）を E-mail 添付で下記へ送付し、本競争参加の意思表明を行うこと。押印版のデータは他の応募書類とともに提出すること。

質疑については 3 月 9 日（水）午後 3 時まで E-mail で受付け、参加の意思表明をされた方に 3 月 11 日（金）午後 4 時まで回答を開示するものとする。

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会 経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合（あいごう）、上井（うえい） E-mail：kobo-ameshien-wc@aots.jp
--

9. 応募書類

(1) 公募申請書

(2) 企画提案書

①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、学歴、資格

②様式第2 類似業務経験

③様式第3 業務支援体制

④様式第4 作業計画・要員計画

⑤様式第5 受託業務見積書

(3) 会社概要（事業概要）書

(4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）

(5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）

(6) 2022年3月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

※（1）、（2）は、所定の様式（当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可）

10. 審査方法

(1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

技術審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

(2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

(3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。

以上